

前 子 施
令和4年1月21日

保 護 者 各 位

前橋市長 山 本 龍
(公 印 省 略)

まん延防止等重点措置（第3弾）の適用に伴う幼児教育・保育の対応について

平素から本市の児童福祉行政にご理解・ご協力いただき、深く感謝申し上げます。
さて、報道等でご承知のとおり、群馬県はさらなる感染拡大を防ぐために、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の適用を受け、令和4年1月21日（金）から2月13日（日）まで、本市を含む群馬県を措置区域に指定しました。

措置適用後の本市の保育関係施設の利用に関しては、引き続き施設において感染防止対策を徹底しながら、通常保育を行うことといたしますので、お知らせします。

しかし、感染力の強いオミクロン株の影響等から、これまでにない速さで新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いています。

また、家庭内での児童への感染も多く発生しておりますことから、保育の安心・安全を確保するために、各ご家庭内における感染防止に対する意識の向上と対応に引き続きご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

(子育て施設課施設管理係・施設指導係)

記

- 園内での感染拡大防止のために、各ご家庭に協力いただきたい事項
 - 児童本人に発熱や咳・鼻水などの呼吸器症状がある場合は、登園をお控えください。なお、登園自粛の目安は、症状が消失または主治医から登園許可が出るまでとなります。
 - 児童の同居家族等に発熱や呼吸器症状などの風邪症状がある場合は、児童の登園を控えていただくようご協力をお願いします。
 - 児童本人や保護者、または同居家族等が濃厚接触者と認定されたり、感染の疑い等によりPCR検査を受検した場合は、速やかに在籍する施設に連絡するとともに、検査の結果が陰性と確認されるまでは、登園を見合わせていただくようお願いします。
 - 接触機会を減らすため、通勤時間と勤務時間を合わせた時間だけ預けるなど、施設の必要最低限の利用にご配慮をお願いします。

(5) 群馬県まん延防止等重点措置の考え方にに基づき、不要不急の都道府県間の移動は極力控えてください。なお、群馬県はワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査による緩和措置は適用していません。

2 自治体における新型コロナウイルス感染症情報（参考）

- ・ 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

- ・ 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置について（群馬県）

https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00081.html

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイト（群馬県）

<https://stopcovid19.pref.gunma.jp/>

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ（前橋市）

https://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi_tetsuzuki/covid19_info/index.html

- ・ 「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック 第3版（全国保育園保健師看護師連絡会）」

<https://www.hoiku-kango.jp/index.php/2021/07/12/1055-2/>

<問い合わせ先>

前橋市 子育て施設課

施設管理係・施設指導係

TEL 027-220-5705・027-220-5706